

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和２年１月世田谷区規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「、会計年度任用職員」を「、会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員」に、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和８年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備）

２ この規則による改正後の第１７条第１項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。